

栃木県で別荘用土地建物の販売等を業とする申立会社について、申立会社の業績推移、事業の特性等を勘案して対象年度の想定売上高を認定し、原発事故前後の損益の状況を考慮した利益率を採用して、平成26年4月までの風評被害による逸失利益が賠償された事例。

(全部) 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損 害 項 目	期 間
逸失利益（〇〇地域における不動産事業）	自 平成25年5月1日 至 平成26年4月末日
逸失利益（〇〇地域における建築事業）	自 平成25年5月1日 至 平成26年4月末日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、

損 害 項 目	金 額
逸失利益（〇〇地域における不動産事業）	金3,000,000円
逸失利益（〇〇地域における建築事業）	金2,200,000円

の合計金5,200,000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年2月27日

（仲介委員 神村大輔）